居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

当薬局が提供する居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導および在宅患者訪問薬剤管理指導の提供開始に当たり、利用者様に説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称、所在地、電話番号はホームページ上の店舗一覧をご確認ください。

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに 基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤 師が適正な管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

3. 提供するサービス

当事業所がご提供するサービスは以下の通りです。

- ・当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。
- ・サービスのご提供に当たっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明いたします。も し薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・ 相談してください。

4. 職員等の体制

薬剤師は管理薬剤師を含む従事している薬剤師と事務職員から構成されています。 薬剤師、事務職員の員数は店舗により異なります。

5. 担当薬剤師

主担当薬剤師はご契約時にお知らせいたします。

主担当薬剤師が訪問、応対できない場合は、従業薬剤師のいずれかが担当いたします。 急病などやむを得ない理由により、訪問できない場合は、あらかじめ利用者情報を共有した近隣店舗の従業薬剤師が臨時対応いたします。

- ①担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでも、その提示をお求めください。 ②利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、
 - このサービスの目的に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

- ③当事業者は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。(その場合には、事前に利用者の同意を得ることといたします。)
- ④緊急その他やむを得ない事由がある場合に、弊社グループ系列薬局の薬剤師が対応する場合があります。

6. 営業日時

通常の営業日時は、ホームページ上の各店一覧をご確認ください。

7. 緊急時の対応等

- ①緊急時等の体制として、携帯電話等により24時間常時連絡が可能な体制を取っています。
- ②必要に応じ利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料

サービスの利用に当たっては、介護保険制度または医療保険制度の規定により定められた費用を算定いたします。それに 伴って、利用者ごとに定められた利用料(負担金)のご負担をお願いいたします。

- ・調剤料、薬剤料等の処方箋による薬剤の調剤に係る費用は、医療保険制度に基づいて別途請求いたします。
- ・今回ご説明いたしました費用は現時点の規定に基づくものとなります。算定基準等が改定された場合、 改定後の規定による算定、請求となります。
- ・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導に係るサービスの利用料は同額となっておりますので、 介護予防居宅療 養管理指導をご利用の場合も記載等を居宅療養管理指導としてご説明いたしますのでご 了承ください。

その他、実費として、公共交通機関の交通費、有料駐車場代、オンライン対応を行う場合の郵送料等のご負担をお願いする場合があります。実費負担が発生する場合は、あらかじめ文書でご説明いたします。

9. 苦情申立窓口

当事業所のサービス提供に当たり、苦情や相談があれば、当該薬局までご連絡ください。